

募 集 案 内

令和6年度花粉の少ない森林への転換促進事業 花粉の少ない森林への転換促進支援

国民の4割が罹患していると言われるスギ花粉症への対策が求められている中、令和5年10月に総理主導による花粉症対策が示され、10年後までに花粉症発生源のスギ人工林を2割減少させる目標の下で毎年約7万haの伐採を実施することとなりました。

スギ林等を花粉の少ない森林へ転換していくためには、花粉の少ない苗木や広葉樹への植替えに関する取組に対して積極的な支援を行うことが重要かつ効果的であり、本事業では森林所有者から林業経営体への伐採・植替え等の森林管理の委託に対する働きかけ等の支援を行います。

1. 応募対象

花粉の少ない森林への転換を目的として、森林所有者から林業経営体への伐採・植替え等の森林管理の委託に対する働きかけを行い、対象となる森林の森林管理の委託を受け、森林経営計画の策定・変更を行う林業経営体等を全国レベル及び地域レベルにおいて、とりまとめを行おうとする事業参加者を募集します。

2. 支援内容

- ① 植替活動金 花粉の少ない森林への転換を目的とし、森林所有者から林業経営体への伐採・植替え等の森林管理の委託に対する働きかけを行い、対象となる森林の森林管理の委託を受け、森林経営計画の作成者である林業経営体等に対し、森林経営計画の策定・変更後に、交付対象となる面積に応じて12万円/haを支払います。
- ② 植替促進費 ①において、森林経営計画の対象森林において、花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採を行った森林所有者に対し、植替促進費として、交付対象となる面積及び施業条件に応じて、表1のとおり支払います。
- ③ 事務経費 事業参加者については、事業の取りまとめに係る経費を支払います。

3. 支援を受けるための要件

【前提となる要件】

- ・都道府県が設定する「スギ人工林伐採重点区域」に該当すること。
- ・森林経営計画における伐採・造林計画が策定されていないスギ人工林であること。
- ・事業参加者が、当該事業を取りまとめるための経験や能力を有していること。

【植替活動金支援のための要件】

- ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、森林経営計画を策定・変更すること。
- ・森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。

【植替促進費のための要件】

- ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林において、森林経営計画を策定・変更すること。
- ・森林経営計画において、花粉の少ない苗木等による植替えが計画されていること。
- ・花粉の少ない苗木等による植替えの対象となる森林の伐採が終了していること。
- ・表1の①について、伐採作業を全てチェーンソーで実施すること（ハーベスター等の高性能林業機械との併用による伐採は支援対象外となります）。
- ・表1の②について、伐採地の中心から集積地までの距離が図面上で明確に示せること。
- ・同一林分で表1の①と②の両方を申請することはできません。

表1

① 花粉の少ない森林への転換促進に係る伐採において、伐倒作業をチェーンソーで行っている場合	35万円/ha
② ① 以外の場合	
ア 本事業で策定・変更された森林経営計画に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が2,000m以上の場合	25万円/ha
イ 本事業で策定・変更された森林経営計画に沿った伐採のうち、伐採地の中心から集積地までの距離が1,000m以上2,000m未満の場合	8万円/ha

【事務経費のための要件】

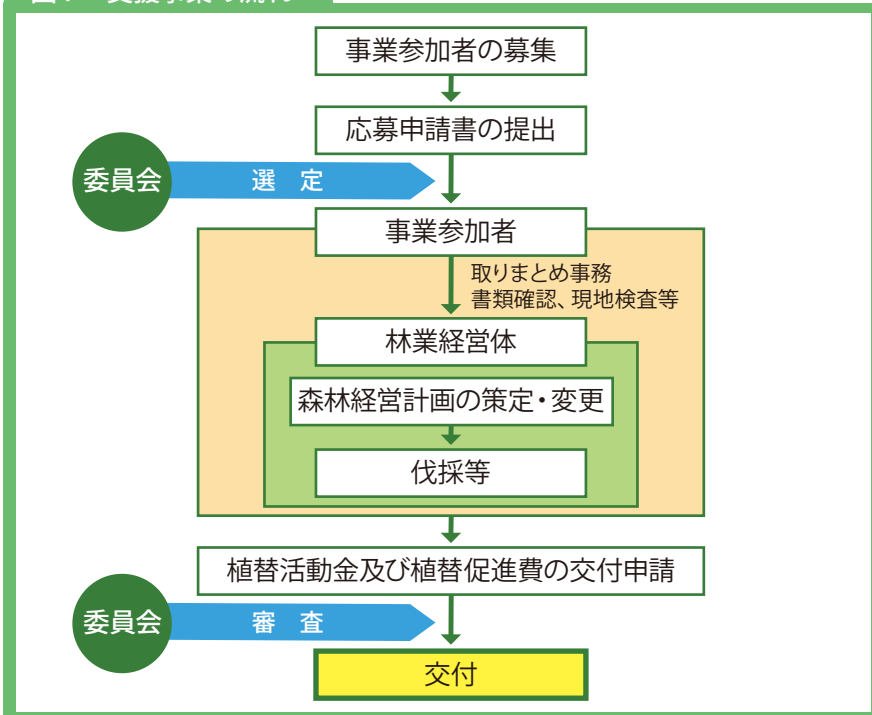
- ・事業参加者は、本事業への応募に際し、植替活動金及び植替促進費の対象となる面積を提示し、その規模に係る事務経費について見積書を提出すること。

4. 選定・審査

応募申請については、図1に示すとおり事務局が設置した有識者等による委員会において、適切と判断されたものを事業参加者として選定します。

事業参加者は、森林経営計画の策定及び伐採の後、交付申請を提出し、委員会の審査を経て、適切に要件を満たしていると判断された場合は、植替活動金及び植替促進費の交付を決定します。

図1 支援事業の流れ



5. 公募期間

令和7年3月24日～令和8年2月6日まで

※当事業は令和8年2月6日までに実績の報告を行っていただく必要がありますので、ご注意ください。

6. 応募・交付申請等に必要書類

所定の応募申請書、交付申請書を提出して下さい。申請書様式はホームページから入手できます。



ご不明な点やご質問がございましたら、お気軽に事務局までご連絡ください。

送付先 および 問い合わせ先

※ホームページアドレスが変わりました！

一般社団法人 日本森林技術協会 事業部 林業経営グループ 花粉対策事務局

〒102-0085 東京都千代田区六番町7番地 TEL: 03-3261-9125 FAX: 03-3261-3044

ホームページアドレス <https://www.jafta-kafunsakugen.com>

メールアドレス kafuntaisaku@jafta.or.jp